感染症に関する指針

1. 感染症に関する基本的な考え方

社会福祉法人育心会が運営する全施設において、日常より感染症予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、及び蔓延防止に努め早期終息を図るとともに、 感染症予防対策を全職員が把握し、サービス提供継続に向けて本指針を策定する。

2. 委員会の設置

感染症予防及び発生時の対策、蔓延防止等のため法人内各施設に「感染症対策委員会」を設置する。

- ① 感染症対策委員会の役割
 - ・感染症対策に関する調査、研究等必要な情報収集の実施
 - ・感染症対策・蔓延防止対策・指針・マニュアル・事業継続計画等の立案・整備、 及び全職員への周知徹底
 - ・感染症対策に関する教育・訓練・シミュレーション等の実施
 - ・感染症発生時の対応及び備品・消耗品等の整備
 - ・利用者・職員の健康管理及びワクチン接種状況等の把握
 - ・利用者・職員に対するマスクの着用・手脂消毒・検温等の日常的実施
 - ・感染防止のための施設内生活環境消毒の徹底
 - ・その他感染症対策に必要な事項
- ② 感染症対策委員会の構成員 感染症対策委員会の構成員は次とする。
 - 各施設運営責任者
 - ・各施設サービス課責任者
 - ・その他必要に応じて運営責任者が指名する職員
- ③ 感染症対策委員会の開催

感染症対策委員会は、定期的に開催する。また、感染症発生時には必要に応じて 随時開催する。

3. 職員研修に関する基本方針

サービス提供に携わる全ての職員に対して、感染症予防、蔓延防止、感染症発生時の 対応等に関する研修を定期的に実施する。

- ・ 定期的な研修の実施
- ・新採用職員に対する研修の実施

・その他必要な教育・情報提供・意識統一の実施

4. 業務継続計画、訓練・シミュレーションの実施

感染症が発生した場合でも、必要な福祉サービスが継続的に提供できる体制の構築、 及び利用者・職員の安全確保の観点から、訓練・シミュレーションを定期的に実施する。

5. 感染症が発生した場合の対応

感染症が発生した場合には、蔓延・拡大防止及び早期終息に向けての対応を速やかに実施する。

- ① 発生施設・部署の職員に対して、適切な対策の実施、具体的な対応の指示を行う。
- ② 感染原因、濃厚接触者等の調査・特定を行う。
- ③ 医療スタッフ、食事提供スタッフ、バックアップスタッフ等関連する部署・職員に対して正確な情報提供、連携・協力等必要な指示・依頼を行う。
- ④ 利用者の安全確保、サービスの継続提供、職員の安全確保の方策を徹底する。
- ⑤ 関連機関等への報告・相談、関係職員・家族等への連絡を迅速に行う。
- ⑥ 緊急時用備蓄品、その他必要な消耗品等の提供、感染症の病原体で汚染された機械・器具・衣類・寝具・ゴミ等の適切な処理対策を指示する。
- ⑦ 職員の勤務態勢の確認、施設の閉鎖、感染者の隔離等、感染拡大防止に向けた対応を迅速に行う。
- ⑧ 感染症の発生から終息に至るまでの記録を整備・保管するとともに再発防止に向けての対応を図る。

6. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族等がいつでも施設内にて閲覧できるようにするととも に、ホームページ上に公表します。

付則

令和3年10月1日より施行する。 令和6年 4月1日より施行する。